

公印省略

5 中小振第 1544 号
令和 5 年 9 月 8 日

関係団体 各位

福岡県商工部中小企業振興課長

企業の奨学金返還支援(代理返還)について

平素より、本県の商工行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学生支援機構は、各企業が社員に対して実施している同機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）の返還額の一部又は全額を支援する取組について、企業から同機構への直接送金を受け付ける制度を実施しています。

企業と従業員の双方に税制上の優遇措置があり、企業は本制度を活用することで人材の確保・定着に役立つだけでなく、給与として法人税に損金算入が可能等のメリットがあります。

県では、制度を利用する企業が増えますよう、ホームページ等で周知を行っているところです。

つきましては、関係する会員企業・事業者の皆様への周知について、御協力いただきますよう、お願いいたします。

<添付資料>

制度概要

<参考 URL>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougakukin.html>

担当

福岡県商工部中小企業振興課

管理指導係 岡崎

電話 092-643-3423

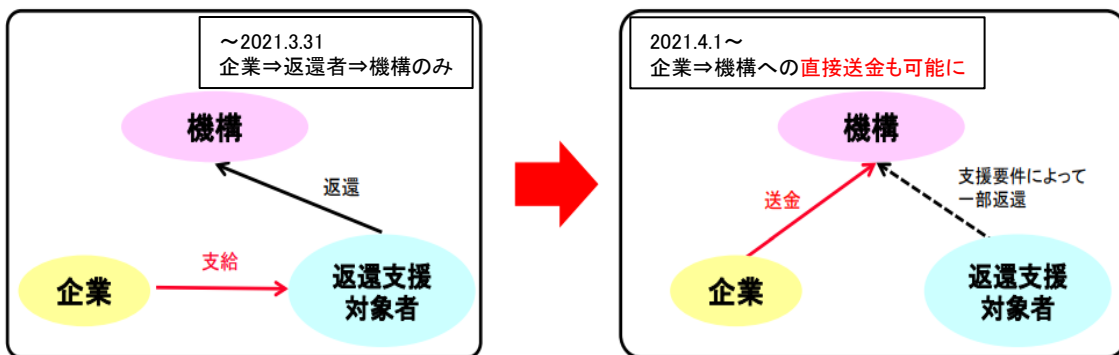
mail okazaki-t8388@pref.fukuoka.lg.jp

◆企業の奨学金返還支援(代理返還)について

事業者

独立行政法人日本学生支援機構は、各企業が社員に対して実施している同機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)の返還額の一部又は全額を支援する取組について、企業から同機構への直接送金を受け付ける制度を実施しています。

企業は本制度を活用することで人材の確保・定着に役立つだけでなく、給与として法人税損金算入が可能となり得る等のメリットがあります。



【制度導入状況(2023年9月確認)】

	企業数
全国	972社 (うち機構HP掲載 281社)
福岡県	38社 (うち機構HP掲載 7社)

【本制度によるメリット】

- ・ 企業は、代理返還(直接送金)分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る。
- ・ 制度を利用している企業として機構HPに掲載され、大学等に紹介される。(掲載及び紹介を了解した企業に限る)
- ・ 社員は、支援を受けた額の所得税が非課税となり得る。
- ・ 返還額は原則として、社会保険料の標準報酬月額算定のもととなる報酬に含まれない。

○条件等の詳細については、下記の(独)日本学生支援機構のHPをご覧ください。

独立行政法人日本学生支援機構HP「企業の奨学金返還支援(代理返還)制度」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



労働政策課就業支援係
☎ 092-643-3592